

県立病院を良くする会設置要綱

(設置の目的)

第1条 医療の質の向上及び経営財政基盤の強化を図ることにより、「県民に支えられた病院として、県民医療の最後の砦となる」との県立病院の基本理念の実現に資することを目的として、県立病院を良くする会（以下「良くする会」という。）を設置する。

(職務)

第2条 良くする会は、病院事業の次に掲げる事項について、必要な提言を行う。

- (1) 徳島県病院事業の経営の指針となる計画の達成状況の評価及び見直し
- (2) その他県立病院の基本理念の実現に必要な事項

(良くする会の構成)

第3条 良くする会は、学識経験者、医療関係者等のうちから、病院事業管理者が委嘱した10人以内の委員によって構成する。

- 2 委員の任期は、原則として2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任することができる。

(会長及び副会長)

第4条 良くする会に、会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、委員が互選し、副会長は、委員のうちから会長が指名する。
- 3 会長は、会務を総理し、良くする会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

(会議)

第5条 良くする会の会議は、会長が招集する。

- 2 良くする会は、必要に応じて委員以外の者に出席を求め、その意見を聞くことができる。
- 3 良くする会の会議は、公開とする。ただし、会長は、必要があると認めるときは、良くする会に諮って、会議を非公開とすることができる。

(良くする会の庶務)

第6条 良くする会の庶務は、病院局経営改革課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、良くする会の運営について必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は平成17年10月5日から施行する。
- 2 徳島県病院事業経営監理委員会設置要綱（平成15年8月1日施行）は廃止する。

附 則

この要綱は平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成21年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成26年2月14日から施行する。

附 則

この要綱は平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は令和4年1月1日から施行する。